

日本労働年鑑 第51集 1981年版
The Labour Year Book of Japan 1981

第二部 労働運動

VII 公害反対闘争

4 スモン闘争

全面解決要求大行動の展開

七九年四月に「スモン被害者の恒久救済と薬害根絶をめざす全国実行委員会」が、「スモンの会全国連絡協議会」を中心にして弁護士、労働組合、消費者団体などによって結成され、五月から一〇月にかけて、第一次から第一〇次におよぶ「スモン全面解決要求大行動」が延べ四〇日間にわたって展開された。勝訴判決をテコにしながら厚生省前を中心にして、厚生省・法務省・大蔵省および製薬三社にむけての抗議行動、国会にむけての政党・議員への要請などがおこなわれた。一〇次にわたる厚生省前座り込み、泊り込み行動に参加した人数は延べ二万人を超え、大行動期間中に都内各駅頭でまかれたビラは、約五〇種類一二〇万枚以上におよんだ。この「大行動」を通じて、患者らは大きな成果を獲得していった。

まず、六月五日には、衆議院で、いわゆる薬事二法(医薬品副作用被害救済基金法、薬事法の一部を改正する法律)が修正可決された。会期切れで同二法は廃案になったが、後の成立の基盤を築いた。さらに六月一四日には、物価スライド付の終身年金である「健康管理手当」を製薬会社が毎月一人当たり三万円を支払うと回答。七月二六日には、製薬三社が、早期認定の実施と年内解決を約束する「提訴済み原告の年内解決の実現をめざす協議に関する議事録確認」に調印。八月二二日には、重症の介護手当月額三万円の要求にたいして、厚生大臣が、「その実現に真剣にとりくむ」と約束した。

薬事二法の成立と「確認書」の調印

こうしたなかで、九月七日、第八八臨時国会で、前国会で会期切れのため廃案となった薬事二法が成立した。また、九月一五日には「厚生省・製薬三社とスモン被害者の会などとの「確認書」と「確認事項」二通が調印された。「確認書」は、因果関係・責任・謝罪・薬害防止対策などを明確にし、製薬三社は、既判決者については判決主文どおりの金員の支払いを認め、また、健康管理手当毎月三万円、遺族弔慰金一〇〇万円の支払いを認めた(調印者は、スモンの会全国連絡協議会などの被害者の会・弁護士、厚生省、製薬三社および立会人として総評)。「投薬証明書のない患者の取扱い及び未提訴患者の救済についての確認事項」では、国は、投薬証明のない患者については、その救済について他の原告と金額・時期ともに差別なく平等に救済をおこない、未提訴患者についても提訴されれば既提訴者と同様に救済することを約束し、「恒久対策の協議についての確認事項」では、恒久対策の措置を講ずることについて、スモンの会全国連絡協議会と協議することが約束された。

■←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
